

埼玉県訓令第七号

訓令

出納総務課
会計管理課

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県会計管理者 上 木 雄 二

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成十九年埼玉県会計管理者訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表出納総務課長専決事項の項第四号中「受理」の下に「（私人に支出の事務を委託した公共料金の支出に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。